

毎日の生活のためになる情報を
たくさんお届けします!

Information

インフォメーション

お知らせ



防災行政無線など による緊急地震速報訓練

地震・津波の発生時に備え緊急地震速報の伝達訓練を行います。

この訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート※)を用いて全国で行われます。

訓練実施日 6月17日(木)午前10時ごろ(中止する場合は町メールサービスでお知らせします。)

訓練内容

- ・防災行政無線および戸別受信機からの放送

- ・町メールサービスによる配信

- ・役場庁舎の館内放送

※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

問合せ先 役場 防災危機管理課
内線151

国民年金保険料免除申請 令和3年度受付7月1日開始

国民年金は、20歳から60歳までの40年間納付することになりますが、所得の減少や失業等で経済的に保険料の納付が困難な場合には国民年金保険料の納付を免除または猶予する制度があります。

ただし、この制度を利用した期間については、年金受給資格期間には算入されますが、免除を受けた期間は年金額が減額され、納付猶予された期間は年金額には反映されません。将来、有利な年金を受け取るために、免除を受けてから10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めることができます。

また、免除・納付猶予期間中に障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、受給資格があれば、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができます。ただし、不慮の事態が生じた月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間があるときは、これらの給付を受け取ることができない場合があります。

免除・納付猶予の対象となる方

- ・前年の所得(収入)が少なく、保険料の納付が困難な方
- ・失業により、保険料の納付が困難な方(雇用保険受給資格者証「離職票」等が必要)

申請免除

- ・**全額免除** 保険料の全額が免除されます。

- ・**4分の3免除** 保険料の4分の3を免除し、残りの4分の1を納付するものです。

- ・**半額免除** 保険料の半額を免除し、残りの半額を納付するものです。

- ・**4分の1免除** 保険料の4分の1を免除し、残りの4分の3を納付するものです。

※免除を受けるには、本人・配偶者・世帯主の所得が審査の対象です。

納付猶予 所得が少ない50歳未満の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることを防止するため、保険料の納付が猶予される制度です。

※納付猶予を受けるには、本人・配偶者の所得が審査の対象です。

必要なもの

- ・年金手帳
- ・印鑑

今年度新たに免除(納付猶予)の申請ができる期間

7月～令和4年6月

申請受付開始 7月1日(木)

申請・問合せ先 中村年金事務所

所 ☎(453)7200

役場 住民課 内線121

国民健康保険特定健診・後期高齢者医療健診が始まりました

40歳以上の方を対象に、年に1回行われる健診です。昨年は受診されましたか。

●個別健診

とき 6月1日(火)～10月30日

(土)

ところ 安藤医院・こうのう内科・中川医院・中原クリニック・はら

医院・みきクリニック・みずのホームクリニック・むらかみファミリー

クリニックほか

※健診を受けた方は同年度内に人間ドック費用の助成を受けることができます。

※詳細は、該当者あての通知をご覧ください。

※国民健康保険・後期高齢者医

療保険以外に加入している方は、各医療保険者にお問合せください。

問合せ先 役場 保険医療課

内線170

高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金

高齢運転者によるアクセルとブレーキの踏み間違いが原因となる交通事故を未然に防ぐため、障害物検知機能付き安全運転装置または障害物検知機能なし安全運転装置の設置に対し、装置の設置に要する費用の一部を補助します。

補助限度額 安全装置の購入設置額(個人支払額)の5分の4

(1000円未満切り捨て)

・障害物検知機能付き 上限 3万2000円

・障害物検知機能なし 上限 1万6000円

補助対象者 次の全てを満たす個人

① 町内に住所を有し、令和4年3月31日時点で65歳以上の方

② 有効期限内の自動車の運転免許証を保有している方

③ 町税および自動車税を滞納していない方

④ 非営利かつ自ら使用する自動車に安全運転支援装置を設置した方

⑤ 申請者が支払った購入設置費に対する他の補助金を受けていない方(国の補助金は除く)

補助対象の自動車 次の全てを満たす車両

① 個人の用途に供する普通自動車・小型自動車・軽自動車

② 車検証の「家用・事業用の別」欄に「家用」と記載されている

③ 車検証の「使用者の氏名又は名称」欄に申請者の氏名が記載されている

※申請は、安全運転支援装置を設置した日から3カ月以内

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

補助申請受付期限 令和4年3月1日(火)

問合せ先 役場 都市整備課

内線164

自転車は安全に利用しましょう!

名古屋市内で自転車に乗る際には、自転車損害賠償保険等への加入が名古屋市条例で定められています。詳しくは、名古屋市公式ウェブサイトなどをご覧ください。

●自転車損害賠償保険等の加入義務化

自転車損害賠償保険等の加入が義務化されています。

●高齢者のヘルメット着用

65歳以上の自転車利用者は、事故被害の軽減のためヘルメットを着用しましょう。

また、万が一の時に備えて、町内でも次の制度等を活用しましょう。

・自転車安全整備制度(TSマーク)

TSマークは、自転車安全整備店の自転車安全整備士が点検・整備した自転車に貼付されるもので、このTSマークには、1年間有効の傷害保険と賠償責任保険が付いています。毎年1回は、点検・整備を受けて、TSマークを更新しましょう。

詳しくは、公益財団法人日本交通管理技術協会のホームページをご覧ください。

・損害賠償責任に備える保険

自転車事故を起こした時の備えとして、賠償責任保険に加入しましょう。

※既に加済済みの自動車任意保険、火災保険、傷害保険の特約に付帯している場合もありますので、保険の証書をご確認ください。



光で自宅を守りましょう！
センサーライト補助金

犯罪抑止のため町では、センサーライトを設置された方に対し、補助事業を行っています。

対象 町内に住所を有する方（住民基本台帳に記載）で、今年度中に、住宅の犯罪防止が期待できる屋外に、センサーライトを購入設置した方

受付期限 令和4年3月末日

補助金額 購入設置金額の2分の1以内とし、センサーライト

1基につき20000円を限度額とします。（1000円未満切り捨て）

※同じ年度内に1世帯につき2基まで申請できます。（通算5基まで）

※補助金は1基ごとに計算します。

※別途購入した乾電池等の電源費用およびポイント利用分は補助対象外となります。

詳しくは、役場窓口または町ホームページでご確認ください。（センサーライトは、20000円程度からホームセンターなどで販売されています。）

申請・問合せ先 役場防災危機管理課 内線151・152

総代、地区総代、事業者向け
防犯カメラで犯罪抑止！
防犯カメラ補助金

犯罪抑止に有効な防犯カメラの設置促進を図るため、積極的にご活用ください。

対象 県が定める「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」のほか町が要綱に定める条件、遵守事項等を遵守できる

① ②の方

① 総代および地区総代の方

当該自治組織の承認を受けて、管轄する公共的な施設に設置する場合

② 町内に所在する物件のうち、次の項目に該当する方

・戸数4戸以上の分譲マンションの管理組合

・戸数4戸以上の賃貸共同住宅（社宅、寮等を除く）の所有者

・自動車4台以上を駐車可能な貸し駐車場の所有者

※補助金の交付申請は、補助対象者につき同一年度内に1回限り、また同一敷地内への補助は1回限りとします。

受付期限 令和4年2月末日

補助金額 防犯カメラ等購入設置金額の2分の1以内で、5万円を限度額とします。（10000円未満切り捨て）

※維持管理費用、地代、占用料等は除く

申請方法等 防犯カメラ等を設置しようとする方は、必ず、事前に役場防災危機管理課へご相談

ください。（取り付け後の受け付けはいたしません。）

申請・問合せ先 役場防災危機管理課 内線151・152

募集



成人式を盛り上げよう！
令和4年
成人式スタッフ募集

教育委員会では、来年1月9日（日）に開催予定の成人式に向けてスタッフを募集します。

成人式実行委員

新成人（平成13年4月2日から平成14年4月1日生まれの方）で、成人式の企画・運営をしたい方

※5～6回ほどの会議で開催に向けた準備を進めますので、実行委員を希望される方は、6月30日（水）までに社会教育課へお知らせください。

成人式企画・運営サポーター

町内在住・在勤の18歳から25

歳くらいまでの方で、成人式実行委員をサポートし、式の企画・運営をしていただける方

成人式サポーター

中学生以上の方で、成人式の準備・撤収・当日の案内などに協力していただける方

●令和5年以降の成人式について
対象年齢を従来通り20歳とし、名称を「二十歳のつづき」と改称し、開催します。

問合せ先 公民館内 社会教育課
☎(443)2671

2021音楽芸能祭出演者

日頃の活動の成果を発表してみませんか。

ジャンルの垣根を越えて交流の輪を広げ、一緒に素敵なステージを作り上げましょう。

皆さんの参加をお待ちしています。

とき 9月5日(日)

開場 午前11時30分 開演 正午

ところ 公民館 3階 講堂・体育室

対象

①町内在住・在勤の方で構成する団体または個人

②団体出演で演目構成上①によりがたい場合は、選考します。

募集数 およそ30組(演目内容の選考および抽選の上決定)

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、演目や出演人数に制限をかけての開催または中止になる場合があります。

参加費 無料

申込期間 6月5日(土)～7月11日(日)

申込・問合せ先 公民館内社会教育課 ☎(443)2671

認知症高齢者グループホームを 設置運営する事業者

第8期老人福祉計画・介護保険事業計画に基づき、認知症高齢者グループホーム(介護予防を含む)を設置運営する事業者を次のとおり募集します。

募集内容

・募集数 18人分

・1事業所当たりの整備数 1または2ユニット(1ユニット当たりの入居定員は5名以上9名以下)

・募集圏域 町内の全区域

・開設時期 令和4年度内に事業者指定を受け、事業所を開設してください。

今後の日程(予定)

・整備事業者募集開始
6月15日(火)

・「整備協議書」の提出期限
(法人・町) 8月31日(火)

・審査(ヒアリング、現地調査等)、提案説明、選定会議開催、事業者決定・通知(町・法人)9月

・工事着手 令和4年6月以降(補助金を希望する場合のみ)

・開設 令和4年10月以降

※日程については、事情により変更

更になることがあります。
受付場所 民生課 高齢福祉係
問合せ先 役場 民生課
内線158

5・6月は 「会員入会強調月間」 社会福祉協議会会員

社会福祉協議会では、活動に賛同いただける会員を募集しております。

会員とは、財源の面から地域福祉事業を支えていただくサポーターです。実際に活動することが難しい方でも、会員になることで地域福祉事業に貢献することができますので、ぜひご加入ください。

会費は、福祉団体助成、心配ごと相談等の地域福祉推進を目的とした事業に使わせていただきます。

年会費(二口)

・個人会員 1000円

・法人会員 1万円

入会方法 本会窓口、役場民生課窓口、または、町内の各金融機関からも振り込みできます。

問合せ先 社会福祉協議会

☎(442)0990

ホームページバナー広告

町では、ホームページバナー広告を募集しています。ぜひご利用ください。

規格 縦60ピクセル×横120ピクセル、GIFまたはJPEG、5KB以内

掲載場所 町公式ホームページのトップページ

掲載期間 1カ月単位

※連続掲載できる期間は同一年度で12カ月まで

掲載料(月額・税込み)

1枠 5000円

※12カ月連続の場合は5万円

申込期間 掲載開始希望日の6

カ月前から前月の初日

申込方法 町ホームページからダウンロードした申込書に記入の上、原稿案(デジタルデータ)・業務内容の分かる書類・納税証明書(町外の方のみ)とともに提出してください。

申込・問合せ先 役場企画課

内線128

子育て支援事業 ファミリー・サポート・ センター提供会員

地域で子育てを支え合うお手伝いをしてみませんか。子どもの送迎や一時預かりを行う有償ボランティア(1時間700円)を募集します。

対象 町内、あま市内在住、満20歳以上で、育児経験あるいは保育士資格等を有する方

※養成講座の受講が必要です。

●養成講座

とき 6月22日(火)～25日(金)・29日(火)午前9時30分～午後3時15分

※全日程受講が難しい場合はお問合せください。

ところ あま市七宝公民館

定員 6名

※無料託児あり(生後4カ月から未就学児。要予約)

申込方法 6月15日(火)までに電話でお申し込みください。

申込・問合せ先 あま市・大治町広域ファミリー・サポート・センター事務局

☎(462)0150

お願い



令和3年 経済センサス・活動調査に ご回答ください

総務省・経済産業省では、令和3年6月1日現在で、「令和3年経済センサス・活動調査」を全国一斉に実施します。

この調査は、県内で事業を行う全ての事業所・企業を対象に、従業員数、売上金額、費用などを回答していただくことで、日本経済の「いま」を明らかにするための重要な調査です。

調査票は、5月20日以降に、知事が任命した調査員が訪問してお配りするか、国から直接郵送で届きますので、ご回答いただきますようお願いいたします。なお、回答方法は、「インターネット」または「紙の調査票」のどちらかを選択できます。

統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、調査票への正確なご記入をお願いします。

問合せ先 役場企画課

内線163

犬ふんの適正処理について

ふんを適正に処理し、他人に迷惑を掛けないように努めることは飼主の責任です。散歩中の排泄については、あらかじめビニール袋や市販の専用袋などを用意し、袋に入れて必ず持ち帰りましょう。持ち帰ったふんは、可燃ごみとして出すなど適正に処理しましょう。

問合せ先 役場 産業環境課

内線124

小型充電式電池の 捨て方について

小型家電等を使用される小型充電式電池について、プラスチックごみ(青袋)、不燃ごみ(赤袋)として排出されますと、ごみ収集車やごみ処理施設での火災事故の原因となり、大変危険です。

ごみを排出する際には小型充電式電池が内蔵されていないかを確認し、購入された店舗でご相談いただくなど適正な処理にご協力をお願いします。

問合せ先 役場 産業環境課

内線124

電柱にカラスの巣を見つけたら中部電力にご連絡ください

毎年春先から初夏にかけてカラスの巣作りが多くなります。

カラスが電柱に巣を作ると、木の枝や針金などが電線に接触し、停電の原因になります。見つけた場合は、お近くの中部電力窓口へお電話でご連絡ください。ご協力をお願いします。

問合せ先 中部電力パワーグリッド株式会社 中村営業所

☎0120(929)467
(平日 午前9時～午後5時)

相談



早期教育相談

県教育委員会では、お子さんに

障がいがあると思われる方、お子さんの就学や、子育てについて相談したい方などに早期教育相談を実施します。相談は予約制で無料です。

対象 乳幼児から、来年度に新1年生になるお子さんとその保護者の方

とき 7月30日(金) 午前10時～午後4時

ところ あま市甚目寺公民館

申込期限 6月24日(木)

申込・問合せ先 役場 学校教育課 内線205

無料法律相談

弁護士による無料法律相談を行います。相談時間は1組25分程度で、受付順とします。

なお、相談は事前に予約が必要です。

プライバシーは厳守します。お気軽にお申し込みください。

とき 6月15日(火) 午後2時～4時

ところ 総合福祉センター1階 相談室

定員 4組(要予約)

申込・問合せ先 社会福祉協議会 ☎(442)0990

※心配ごと相談も、社会福祉協議会窓口で常時相談を受け付けています。併せてご利用ください。

心配ごと直通電話

☎(442)7793



催し



人権を理解する 作品コンクール 優秀作品展示会

令和2年10月に「人権週間」行事の一環として、小中学校の皆さんを対象に人権尊重の重要性・必要性について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらう

ことを目的に、作品コンクールを開催しました。

応募作品の中から優秀作品を選出して展示会を行いますので、ぜひお越しください。

※新型コロナウイルス感染症拡大状況により延期もしくは中止とさせていただきます。

とき 6月1日(火)～30日(水)

ところ 総合福祉センター

展示作品 ポスター、書道、標語

問合せ先 役場 民生課 内線142

教科書展示会の開催

県教育委員会では、教科書に対する理解や関心を深めていただくために、教科書展示会を開催します。

とき 6月4日(金)～7月1日(木) 午前9時～正午・午後1時～5時

※毎週月曜・毎月第2木曜は閉館日

ところ 愛西市中央図書館

問合せ先 県教育委員会義務教育課 ☎(954)6799

お知らせ

募

集

お

願

い

相

談

ス

ポ

ー

ツ

催

し

講

座・

教

講座・教室



認知症サポーター養成講座

認知症について勉強し、誰もが暮らしやすいまちを一緒に作りませんか。まずは、認知症を知ることから始めましょう。新型コロナウイルス感染症対策のため、来館時にはマスクの着用および館内入口にて手指消毒にご協力ください。なお、新型コロナウイルス感染症防止策を講じて開催しますが、感染拡大の恐れがある場合は中止することがありますのでご了承ください。

とき 6月5日(土)午後2時～3時30分

ところ 総合福祉センター

内容

- ・認知症の症状
- ・認知症の診断・治療、予防
- ・接するときの心がまえ
- ・家族の気持ちの理解
- ・サポーターとは

参加費

無料(予約不要)

今後の予定

7月3日・8月7日・9月4日・10月2日・11月6日・

12月4日・令和4年1月8日・2月5日・3月5日(全土曜)

問合せ先 役場 民生課

内線1558

地域包括支援センター

☎(442)0857

《身に付けよう応急手当》 普通救命講習Ⅰ

とき 6月27日(日)午後1時～4時

ところ 海部東部消防組合消防本部 講堂

対象 大治町・あま市に在住の方で15歳以上の方

内容 成人に対する心肺蘇生法、大出血時の止血法

定員 9名

参加費 無料

受付期間 6月7日(月)～20日(日)

申込場所

海部東部消防組合消防本部消防署・北分署・南分署

申込方法 救命講習受講申請書で受け付けます。

※申請書は、消防本部・各消防署で配布、または海部東部消防組合ホームページからダウンロード

ロードできます。

※メール・電話・ファクスでの申し込みはできません。

※団体・グループ等で受講希望の場合は、指導員が出向し、講習を実施することが可能です。

※新型コロナウイルス感染症拡大状況により、中止とさせていただきます。場合があります。

問合せ先 海部東部消防組合消防本部消防課

☎(442)1605

http://www.amatobu-19.jp

19.jp



「広報おおはる」・「おおはる議会だより」をスマートフォンアプリで配信中

「広報おおはる」・「おおはる議会だより」をスマートフォンの無料アプリ「マチイロ」で配信しています。下記の2次元コードからダウンロードできます。ぜひご利用ください。

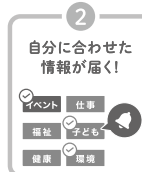


マチを好きになるアプリ



マチイロ

自治体がもっと身近になる機能が盛りだくさん！



※アプリの使用は無料ですが、通信費は各回線ごとのご負担となります。
※広告が表示されますが、町とは一切関係ありません。

問合せ先 役場 企画課 内線163

App Store からダウンロード



Google Play で手に入れよう

